

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者
会議運営要領

令和 5 年 2 月 2 2 日
経済安全保障分野における
セキュリティ・クリアランス制度等
に関する有識者会議座長決定

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事の非公開について

会議は、非公開とする。

2. 議事要旨の公開について

議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開する。

3. 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、原則として、会議終了後、速やかに公開する。

4. 記者ブリーフについて

会議の内容については、会議終了後、事務局が記者ブリーフを実施する。